

遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律施行規則による生物の多様性の確保に関する法律施行規則による主務大臣を定める政令（平成十五年政令第二百六十三号）の規定に基づき、並びに同法を実施するため、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律施行規則を次のように定める。

（生物の定義）

第一条 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の主務省令で定める（法）の細胞（細胞群を構成しているもの）を除く。）又は細胞群（以下「細胞等」という。）は、次に掲げるもの以外のものとする。

一 ヒトの細胞等
二 分化する能力を有する、又は分化した細胞等（個体及び配偶子を除く。）であつて、自然条件において個体に成育しないもの

（遺伝子組換え生物等を得るために利用される技術）

第二条 法第二条第二項第一号の主務省令で定める技術は、細胞、ウイルス又はウイロイドに核酸を移入して当該核酸を移転させ、又は複製させることを目的として細胞外において核酸を加工する技術であつて、次に掲げるもの以外のもとのする。

一 細胞に移入する核酸として、次に掲げるもののみを用いて加工する技術
イ 当該細胞が由来する生物と同一の分類学上の種に属する生物の核酸
ロ 自然条件下において当該細胞が由来する生物の属する分類学上の種との間で核酸を交換する種に属する生物の核酸
二 ウィルス又はウイロイドに移入する核酸として、自然条件下において当該ウイルス又はウイロイドとの間で核酸を交換するウイルス又はウイロイドの核酸のみを用いて加工する技術

第三条 法第二条第二項第二号の主務省令で定める技術は、異なる分類学上の科に属する生物の細胞を融合する技術であつて、交配等從来から用いられているもの以外のものとする。

（第二種使用等であることを明示する等の措置）

第四条 法第二条第六項の主務省令で定める措置は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

一 遺伝子組換え生物等（運搬を除く。）の場合は、次のいずれかに該当する施設等を用いること。
イ 施設等の大気、水又は土壤中への遺伝子組換え生物等の拡散を防止する機能

ロ 拡散防止機能を有する培養又は発酵の用に供する設備及びこれらに付随して用いられる拡散防止機能を有する設備

ハ イ及びロに掲げるもののほか、拡散防止機能を有する施設等であつてその外の大気、水又は土壤中への遺伝子組換え生物等の拡散を防止する意図をもつて行う使用等である旨を記載した標識が見やすい箇所に掲げられている施設等

二 遺伝子組換え生物等の運搬の場合 前号に掲げる施設等を用いた遺伝子組換え生物等の使用等のための運搬の用に供されるふたをし、又は封を施した試験管その他の施設等であつて拡散防止機能を有するものを用いること。

三 前項各号に規定する措置を執る場合であつても、法第四条第一項ただし書の規定に該当するときは、当該措置は、前項の規定にかかわらず、法第二条第六項に規定する措置としない。

（主務大臣の承認の適用除外）

第五条 法第四条第一項ただし書の主務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 人の生命若しくは身体の保護のための措置又は非常災害に対する応急の措置として、緊急に遺伝子組換え生物等の第一種使用等をする必要がある場合として主務大臣が別に定める場合

二 法第十七条、第三十一条又は第三十二条に基づく検査を実施するため、又はその準備を行うため、必要最小限の第一種使用等をする場合

三 輸入された生物に遺伝子組換え生物等が混入していた場合（輸入された生物の使用等に際し法第四条第一項若しくは第九条第一項の規定に基づき主務大臣の承認を受けた第一種の

使用規程（法第七条第一項（法第九条第四項において準用する場合を含む。）の規定に基づき主務大臣により変更された第一種使用規程については、その変更後のもの。以下「承認を受けた第一種使用規程」という。）に従わないで、又は第一種使用規程の承認を受けないで当該遺伝子組換え生物等の第一種使用規程をすることを避けることができない場合のうち、主務大臣が別に定める場合に限る。）に従

ることを知らないで、譲渡若しくは提供を行なうとにより日常生活において当該遺伝子組換え生物等の第一種使用等をする場合

四 人が体内に遺伝子組換え生物等を有する場合又は委託を受けて遺伝子組換え生物等の第一種使用等をする場合

五 承認を受けた第一種使用規程に従わないで第一種又は第一種使用規程の承認を受けないで第一種使用等がなされた遺伝子組換え生物等に係る生物多様性影響を防止するため、必要最小限の第一種使用等をする場合

六 承認を受けた第一種使用規程に従わないで第一種使用等がなされた遺伝子組換え生物等に係る生物多様性影響を防止するため、必要最小限の第一種使用等をする場合

（申請書の添付書類）

第六条 法第四条第二項（法第九条第四項において準用する場合を含む。）の規定による指示において同じ。）の主務省令で定める書類は、法第四条第一項又は第九条第一項の承認を受けようとする者による生物多様性影響の効果的な防止に資する措置の内容を記載した書類とする（主務大臣が必要と認める場合に限る。）。

（申請書の様式）

第七条 法第四条第二項に規定する申請書の様式は、様式第一のとおりとする。

（第一種使用規程の記載事項）

第八条 第一種使用規程に定める法第四条第三項各号（法第九条第四項において準用する場合を含む。）に掲げる事項については、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによるものとする。

一 遺伝子組換え生物等の種類の名称 当該遺伝子組換え生物等の宿主（法第二条第二項第一号に掲げる技術の利用により得られた核酸又はその複製物が由来する生物をいう。以下同

じ。）の属する分類学上の種の名称及び当該

遺伝子組換え生物等の特性等の情報を含める

ことにより、他の遺伝子組換え生物等と明確に区別できる名称とすること。

二 遺伝子組換え生物等の第一種使用等の内容 当該遺伝子組換え生物等について行う一連の使用等について定めること。

三 遺伝子組換え生物等の第一種使用等の方 法 当該第一種使用等を行うに当たって執るべき生物多様性影響を防止するための措置について定めること（生物多様性影響を防止するため必要な場合に限る。）。

（学識経験者からの意見聴取）

第九条 主務大臣は、法第四条第四項（法第九条第四項において準用する場合を含む。）の規定により学識経験者の意見を聞くときは、次条の（第一種使用規程の修正に関する指示）

（学識経験者の名簿）

第十条 主務大臣は、生物多様性影響に関し専門の学識経験を有する者を選定して、学識経験者の名簿を作成し、これを公表するものとする。

（第一種使用規程の修正に関する指示）

（学識経験者の名簿）

第十二条 法第五条第一項（法第九条第四項において準用する場合を含む。）の規定による届出は、法第四条第一項第一号（法第九条第四項において準用する場合を含む。）に掲げる事項中に変更を生じた日から二週間以内に、様式第二（法第九条第四項において準用する場合を含む。）に規定する期間を付して行うものとする。（変更の届出）

第十三条 法第六条第一項（法第九条第四項において準用する場合を含む。）の規定による届出は、法第四条第一項第一号（法第九条第四項において準用する場合を含む。）に掲げる事項中に変更を生じた日から二週間以内に、様式第二（法第九条第四項において準用する場合を含む。）による届出書を提出して行うものとする。

（第一種使用規程の変更等に係る学識経験者からの意見聴取）

第十四条 法第八条第一項（法第九条第四項において準用する場合を含む。）の規定による公表は、官報に掲載して行うものとする。

(適正な使用等のために必要な措置を執らせるための者)

第十五条 法第九条第二項の主務省令で定める者は、外国法人で本邦内に事務所を有するもので当該事務所の代表者とする。

第十六条 法第十二条第一項の主務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 人の生命若しくは身体の保護のための措置又は非常災害に対する応急の措置として、緊急に遺伝子組換え生物等の第二種使用等をする必要がある場合として主務大臣が別に定める場合

二 法第十七条、第三十一条又は第三十二条に基づく検査を実施するため、又はその準備を行いうため、必要最小限の第二種使用等をする場合

三 虚偽の情報の提供を受けたために、拡散防止措置の確認を受けなければならないことを知らないで、第二種使用等をする場合

四 法の規定に違反して使用等がなされた遺伝子組換え生物等の拡散を防止するため、必要最小限の第二種使用等をする場合

五 植物防疫官が植物防疫法(昭和二十五年法律第一百五十一号)第八条又は第十条に基づく植物防疫所の業務に伴つて植物防疫所の施設において必要最小限の第二種使用等をする場合

六 家畜防疫官が狂犬病予防法(昭和二十五年法律第二百四十七号)第七条、家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第四十条若しくは第四十五条又は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)第五十五条に基づく動物検疫所の業務に伴つて動物検疫所の施設において必要最小限の第二種使用等をする場合

(輸入の届出)

第十七条 法第十六条の規定による届出は、主務大臣が別に定める期日までに、様式第三による届出書を提出して行うものとする。

(生物検査命令)

第十八条 法第十七条第一項の規定による命令は、文書により同条第三項に規定する条件を付して行うものとする。

(生物検査の求めは、様式第四による依頼書を提出して行うものとする。)

第十九条 生物検査の求めは、様式第四による依頼書を提出して行うものとする。

2 前項に規定する依頼書には、前条に規定する文書の写しを添えなければならない。

(登録検査機関の登録の申請等)

第二十条 法第十八条第一項の規定による登録の申請は、様式第五による申請書を提出して行うものとする。

2 前項に規定する申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一 定款若しくは寄附行為及び登記事項証明書を添えなければならない。

二 申請日の属する事業年度の直前の事業年度の貸借対照表及び当該事業年度末の財産目録又はこれらに準ずるもの(申請日の属する事業年度に設立された法人にあっては、その設立時における財産目録)

三 申請者が法第十八条第三項第一号から第三号までの規定に適合することを説明した書類

四 申請者が現に行っている業務の概要を記載した書類

五 前各号に掲げるもののほか、その他参考となる事項を記載した書類

(登録検査機関登録簿に記載する事項)

第二十一条 法第十八条第四項第三号の主務省令で定める事項は、検査対象生物の種類の名称とする。

(生物検査の実施の方法)

第二十二条 法第十九条第二項の主務省令で定める事項は、検査対象生物の種類等を勘案して主務大臣が別に定める方法とする。

(変更の届出)

第二十三条 法第十九条第三項の規定による届出は、様式第六による届出書を提出して行うものとする。

(生物検査の業務の実施に関する規程の記載事項)

2 前項の規定により納付された手数料は、これを返還しない。

(生物検査の業務の実施に関する規程の記載事項)

第二十四条 法第十九条第四項の生物検査の業務の実施に関する規程は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 生物検査を行う時間及び休日に関する事項

二 生物検査を行う事務所に関する事項

三 生物検査の実施体制に関する事項

四 手数料の収納に関する事項

五 生物検査に関する秘密の保持に関する事項

六 生物検査の業務の休廃止の許可の申請

七 前各号に掲げるもののほか、その他生物検査の実施に関し必要な事項

(生物検査の業務の実施に関する手数料の納付)

第二十五条 登録検査機関は、法第十九条第四項の規定による認可を受けようとするときは、様式第七による申請書に生物検査の業務の実施に関する規程を添えて、これを主務大臣に提出しなければならない。

2 登録検査機関は、法第十九条第四項後段の規定による認可を受けようとするときは、様式第八による申請書を主務大臣に提出しなければならない。

2 前項の規定により納付された手数料は、これを返還しない。

(生物検査の業務の実施に関する手数料の納付)

第二十六条 法第十九条第六項第三号の主務省令で定める方法は、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法とする。

2 法第十九条第六項第四号の主務省令で定める電磁的方法は、次に掲げるものとする。

一 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの

二 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに情報を記録したものを受け取る方法

三 前各号に掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することによる書面を作成することができるものでなければならない。

(情報の提供)

第二十七条 法第十九条第七項の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 生物検査の求めをした者の氏名及び住所(帳簿)

二 (法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

三 遺伝子組換え生物等を譲渡し、若しくは提供し、又は委託して使用等をさせようとする場合に該当する場合

四 遺伝子組換え生物等を委託して運搬をさせようとする場合

五 遺伝子組換え生物等を譲渡し、若しくは提供し、又は委託して使用等をさせようとする者(以下「譲渡者等」という。)の当該遺伝子組換え生物等の使用等が第五条第三号から第五号まで又は第十六条第三号に掲げる場合に該当する場合

六 特定遺伝子組換え生物等の譲渡等をする場合

2 前項の規定にかかわらず、同一の情報を提供すべき遺伝子組換え生物等の譲渡若しくは提供を受ける者又は委託を受けて当該遺伝子組換え生物等の使用等をする者(以下「譲受者等」という。)に対し、一回以上にわたって当該遺伝子組換え生物等の譲渡等をする場合において、当該遺伝子組換え生物等の譲受者等が承知して

(生物検査に関する手数料の納付)

第三十条 法第二十四条に規定する手数料については、国に納付する場合にあっては第十九条第一項に規定する依頼書に当該手数料の額に相当する額の収入印紙をはることにより、登録検査機関に納付する場合にあっては法第十九条第四項に規定する生物検査の業務の実施に関する規程で定めるところにより納付しなければならない。

2 前項の規定により納付された手数料は、これを返還しない。

(生物検査に関する手数料の納付)

第三十一条 法第二十五条第二項の規定による公表は、遺伝子組換え生物等の種類の名称を明示して、官報に掲載して行うものとする。

2 前項の規定により納付された手数料は、これを返還しない。

(生物検査に関する手数料の納付)

第三十二条 法第二十六条第一項の規定による情報の提供は、次に掲げる場合以外の場合において、遺伝子組換え生物等の譲渡若しくは提供又は委託(以下「譲渡等」という。)の都度行うものとする。

一 第一種使用規程が定められている遺伝子組換え生物等を譲渡し、若しくは提供し、又は委託して使用等をさせようとする場合であつて、適正使用情報が定められていないときは委託して使用等をさせようとする場合であつて、適正使用情報が定められていないときは譲渡等をさせようとする場合

二 遺伝子組換え生物等を委託して運搬をさせようとする場合

三 遺伝子組換え生物等を譲渡し、若しくは提供し、又は委託して使用等をさせようとする者(以下「譲渡者等」という。)の当該遺伝子組換え生物等の使用等が第五条第三号から第五号まで又は第十六条第三号に掲げる場合に該当する場合

四 遺伝子組換え生物等の譲渡等をする場合

五 特定遺伝子組換え生物等の譲渡等をする場合

いるときは、その最初の譲渡等に際してのみ情報の提供を行うものとする。

第三十三条 法第二十六条第一項の主務省令で定める事項は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

- 一 第一種使用等をしている遺伝子組換え生物等を譲渡し、若しくは提供し、又は委託して使用等をさせようとする場合 次のイから二までに掲げる事項
- イ 遺伝子組換え生物等の種類の名称（名称がないときは不明であるときは、その

ロ 当該遺伝子組換え生物等の第一種使用等に係る第一種使用規程が主務大臣の承認を受けている旨又は第五条第一号、第二号若しくは第六号に基づく使用等をしている旨ハ適正使用情報（適正使用情報が定められている場合に限る。）

二 譲渡者等の氏名及び住所（法人にあっては、その名称並びに担当責任者の氏名及び連絡先）

二 第二種使用等をしている遺伝子組換え生物等を譲渡し、若しくは提供し、又は委託して使用等をさせようとする場合 次のイから二までに掲げる事項

イ 遺伝子組換え生物等の第二種使用等をしている旨

ロ 遺伝子組換え生物等の宿主又は親生物の名称及び法第二条第二項第一号に規定する製物の名称（名称がないときは不明であるときは、その旨）

ハ 譲渡者が第十六条第一号、第二号又は第四号に基づく使用等をしている場合にはその旨

二 譲渡者等の氏名及び住所（法人にあっては、その名称並びに担当責任者の氏名及び連絡先）

（情報の提供の方法）

第三十四条 法第二十六条第一項の主務省令で定める方法は、次の各号のいずれかとする。

- 一 文書の交付
- 二 遺伝子組換え生物等又はその包装若しくは容器への表示
- 三 ファクシミリ装置を利用する送信

四 譲渡者等の使用に係る電子計算機と譲受者等の使用に係る電子計算機とを電気通信回線

で接続した電子情報処理組織を利用する送信であつて、当該電気通信回線を通じて前条各号に定める事項が送信され、譲受者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該事項が記録されるもの

第三十五条 法第二十七条の規定による輸出の通告は、生物の多様性に関する条約のバイオセーフティに関するカルタヘナ議定書（次条において「議定書」という。）第八条1の輸入締約国（輸出の通告の適用除外）

の権限のある当局に対し、様式第十一により行うものとする。

第三十六条 法第二十七条ただし書の主務省令で定める場合は、次のとおりとする。

- 一 議定書の締約国以外の国に遺伝子組換え生物等を輸出する場合
- 二 輸入国において当該輸入国が定める基準に従い拡散防止措置を執つて使用等が行われるものとして遺伝子組換え生物等を輸出する場合

三 輸入国において食用、飼料用又は加工用に供されるものとして遺伝子組換え生物等を輸出する場合

四 輸入国が議定書第十三条1（b）に掲げる事項に当するものとして議定書第二十条に規定するバイオセーフティに関する情報交換センターに通報している輸入に該当する遺伝子組換え生物等を輸出する場合

五 輸入国にとつて最初の遺伝子組換え生物等の輸入に該当しない遺伝子組換え生物等を輸出する場合

第三十七条 法第二十八条に規定する輸出の際の表示は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める様式により行うものとする。

- 一 輸入国において当該輸入国が定める基準に従い拡散防止措置を執つて使用等が行われる遺伝子組換え生物等として輸出されるもの
- 二 輸入国において食用、飼料用又は加工用に供される遺伝子組換え生物等として輸出されるもの（前号に掲げるものを除く。）
- 三 前二号のいずれにも該当しない遺伝子組換え生物等として輸出されるもの

（輸出の際の表示の内容及び方法）

第三十八条 法第二十八条において準用する法第二十七条ただし書の主務省令で定める場合は、

第三十六条第一号に掲げる場合とする。

（法第三十一条第二項の証明書の様式）

第三十九条 法第三十一条第二項に規定する証明書の様式は、様式第十五のとおりとする。（主務大臣）

第四十条 法第二章第一節（第十条及び第十二条を除く。）、第二十五条及び第三章（第二十九条を除く。）における主務大臣は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める大臣とする。

一 研究開発段階（千九百八十六年七月十六日の工業、農業及び環境で組換え体を利用する際の安全部の考察に関する経済協力開発機構理事会勧告（第三項において「理事会勧告」という。）に準拠して審査がなされることが望ましい遺伝子組換え生物等である物の商業化又は実用化に向けた使用等を除く。以下この条において同じ。）に関する事項

二 前号に掲げる事項以外の事項 財務大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣又は経済産業大臣であつて当該遺伝子組換え生物等の第二種使用等をする者の行う事業を所管する大臣及び環境大臣

三 前号に掲げる事項以外の事項 財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣又は経済産業大臣であつて当該遺伝子組換え生物等の第二種使用等をする者の行う事業を所管する大臣とする。

四 前号に掲げる事項以外の事項 財務大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣又は経済産業大臣であつて当該遺伝子組換え生物等である物の生産又は流通を所管する大臣及び環境大臣であつて当該遺伝子組換え生物等である物の生産又は流通を所管する大臣又は環境大臣

五 前号に掲げる事項以外の事項 財務大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣又は経済産業大臣であつて当該輸入国が定める基準に従い拡散防止措置を執つて使用等が行われる遺伝子組換え生物等として輸出する者（当該各号に定める大臣とする。）の遺伝子組換え生物等である物に関する事項 文部科学大臣及び環境大臣

二 前号に掲げる事項以外の事項 財務大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣又は経済産業大臣であつて当該遺伝子組換え生物等である物の生産又は流通を所管する大臣又は環境大臣

三 前号に掲げる事項以外の事項 財務大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣又は経済産業大臣であつて当該輸入国が定める基準に従い拡散防止措置を執つて使用等が行われる遺伝子組換え生物等として輸出する者（当該各号に定める大臣とする。）の遺伝子組換え生物等である物に関する事項 文部科学大臣及び環境大臣

四 前号に掲げる事項以外の事項 財務大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣又は経済産業大臣であつて当該輸入国が定める基準に従い拡散防止措置を執つて使用等が行われる遺伝子組換え生物等として輸出する者（当該各号に定める大臣とする。）の遺伝子組換え生物等である物に関する事項 文部科学大臣及び環境大臣

五 前号に掲げる事項以外の事項 財務大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣又は経済産業大臣であつて当該輸入国が定める基準に従い拡散防止措置を執つて使用等が行われる遺伝子組換え生物等として輸出する者（当該各号に定める大臣とする。）の遺伝子組換え生物等である物に関する事項 文部科学大臣及び環境大臣

3 法第二章第一節（第十三条第一項、第十四条及び第十五条を除く。）における主務大臣は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める大臣とする。

一 研究開発に係る遺伝子組換え生物等の第二種使用等（理事会勧告に準拠して審査がなされることが望ましい遺伝子組換え生物等である物の商業化又は実用化に向けた使用等を除く。以下この条において同じ。）に関する事項

二 前号に掲げる事項以外の事項 財務大臣、文部科学大臣及び環境大臣

三 前号に掲げる事項以外の事項 財務大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣又は環境大臣

四 前号に掲げる事項以外の事項 財務大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣又は環境大臣

五 前号に掲げる事項以外の事項 財務大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣又は環境大臣

二 前号に掲げる事項以外の事項 財務大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣又は環境大臣

三 前号に掲げる事項以外の事項 財務大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣又は環境大臣

四 前号に掲げる事項以外の事項 財務大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣又は環境大臣

五 前号に掲げる事項以外の事項 財務大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣又は環境大臣

二 前号に掲げる事項以外の事項 財務大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣又は環境大臣

三 前号に掲げる事項以外の事項 財務大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣又は環境大臣

様式第2（第12条関係）

- 1 地図書が嵌入の研究にあつては、「退出者リスト」については、嵌入の地図及び
其の氏名を記載し、「退出者の住所」については、主たる事務所の所在地を記載す
ること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第3（第17条関係）

| 輸入届出書 | |
|-----------------|--|
| 年 月 日 | |
| 支店名 | 横浜 |
| 品名 | 在庫 |
| 備考 | 港に船入港する船舶による輸入の多種類の確保に関する法規事項の変更により、港に船入港する船舶による、同法の規定により、次のとおり届出ます。 |
| 輸入人会社の種類 | 輸入業者 |
| 輸入人会社の登録番号 | |
| 輸入人会社の輸入地 | 同上 |
| 輸入人会社の輸入の範囲又は用途 | 同上 |
| 輸入された商品名及びノルマ名 | |
| 通 爲 金 額 | 金 |
| 税 金 額 (税込) | 金 |
| 其 他 | 金 |
| 輸入人保有生産の生産量 | |
| 輸入人販売の生産量 | |

参考書

- 「就業地が他の場合にあっては、「被用者の氏名」については、被用者の名前及び被用者の本名を記載し、「被用者の住所」については、主要事務所の所在地を記載すること。」
- 「被用に入居する被用者の専用部屋」には、法施行規則の規定による専用部屋の名称の表記を記載すること(当該生物が被用者専用部屋を物語る場合)。被用者生え立生命的等の名前及び被用者専用部屋床板、壁板、生物等を含る各種使用規則を特定するための記載。」
- 「被用に入居する被用者の専用部屋」には、「被用場所」、「被用(飲食店等の施設)」、「被用(事業用)」など予定している「用語明記」からなる具体的な記載すること。
- 「被用送達」には、被用荷物、航空貨物、郵便物、被用商品を送達方法に記載するふうに記載すること。

様式第4（第19条関係）

| | |
|--------------------------------|--|
| 主査者連絡用紙 | |
| 年　月　日 | |
| 主査者名　　職業 | |
| 登録番号　開業年月　場所 | |
| 氏名 被相手者 | |
| 住所 | |
| 被相手者の年齢、性別、学年等の年齢別登録欄 | |
| 被相手者の性別 | |
| 被相手者の年齢 | |
| 被相手者の性別と年齢を併記する場合は、該欄に記入して下さい。 | |
| 被相手者の保育園名 | |
| 被相手者の保育園の住所 | |
| 被相手者の保育園の電話番号 | |
| 年　月　日 | |

- 1 依頼者が法人の場合にあっては、「依頼者の氏名」については、法人の名称及び代表者の氏名を記載し、「依頼者の住所」については、主たる事務所の所在地を記載すること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第5(第20条関係)

| | |
|---|-----------------------------|
| 登録料支拂申込書 | |
| 主務大臣 殿 | 年月日 |
| 申請者 氏名 住所 | |
| 登録料支拂申込書の欄を記入しない場合は、當に子細な生物等の使用等の範囲による生物の多様性の確保に関する法律第19条第4項の規定により、他の欄に記入して下さい。 | |
| 被申請者名又は申請者の名前 と事務所の所在地の欄 | 被申請者名又は申請者の名前 と事務所の所在地の欄 |
| 備考 | |

備考
1. 申請者が法人の場合にあっては、「申請者の氏名」については、法人の名称及び代表者の氏名を記載し、「申請者の住所」については、主たる事務所の所在地を記載すること。
2. 用紙の大きさは、日本通常規格A4とすること。

様式第6(第23条関係)

| | |
|---|--------|
| 所在地変更提出書 | |
| 主務大臣 殿 | 年月日 |
| 申請者 氏名 住所 | |
| 當に子細な生物等の使用等の範囲による生物の多様性の確保に関する法律第19条第4項の規定により、他の欄に記入して下さい。 | |
| 変更前の住所 | 変更後の住所 |
| 備考 | |

備考
1. 申請者が法人の場合にあっては、「申請者の氏名」については、法人の名称及び代表者の氏名を記載し、「申請者の住所」については、主たる事務所の所在地を記載すること。
2. 用紙の大きさは、日本通常規格A4とすること。

様式第7(第25条第1項関係)

| | |
|---|-----------|
| 規制認可申請書 | |
| 主務大臣 殿 | 年月日 |
| 申請者 氏名 住所 | |
| 當に子細な生物等の使用等の範囲による生物の多様性の確保に関する法律第19条第4項の規定により、他の欄に記入して下さい。 | |
| 変更によりする事項 | 変更によりする事項 |
| 備考 | |

備考
1. 申請者が法人の場合にあっては、「申請者の氏名」については、法人の名称及び代表者の氏名を記載し、「申請者の住所」については、主たる事務所の所在地を記載すること。
2. 用紙の大きさは、日本通常規格A4とすること。

様式第8(第25条第2項関係)

| | |
|---|-----------|
| 規制変更認可申請書 | |
| 主務大臣 殿 | 年月日 |
| 申請者 氏名 住所 | |
| 當に子細な生物等の使用等の範囲による生物の多様性の確保に関する法律第19条第4項の規定により、他の欄に記入して下さい。 | |
| 変更によりする事項 | 変更によりする事項 |
| 備考 | |

備考
1. 申請者が法人の場合にあっては、「申請者の氏名」については、法人の名称及び代表者の氏名を記載し、「申請者の住所」については、主たる事務所の所在地を記載すること。
2. 用紙の大きさは、日本通常規格A4とすること。

様式第9(第28条関係)

| | |
|--|---------------|
| 輸出承認(輸入許可)許可申請書 | |
| 年月日 | |
| 主務大臣 氏名 申請者 | |
| 運送手荷物・生鮮等の輸送用等の容器に上記の物の外見の確認に関する法律第26条第4項第2号に、生鮮等の輸送用等の容器に同一の表示を付し、次のとおり記載します。 | |
| 輸出承認(輸入許可)の種類 | 生鮮等の表示 |
| 輸出承認(輸入許可)の期間 | 1年以内又は2年以内 |
| 輸出承認(輸入許可)の内容 | 上記の表示に記載したとおり |
| 主務大臣の印 | |

備考
 1. 申請者が法人の場合にあっては、「申請者の氏名」については、法人の名称及び代表者の氏名を記載し、「申請者の住所」については、主たる事務所の所在地を記載すること。
 2. 不要の文字は斜線消去すること。
 3. 用紙の大きさは、日本規格規格A4とすること。

様式第10(第29条関係)

| | |
|--|---------------|
| 輸出承認(輸入許可)の届出書 | |
| 年月日 | |
| 主務大臣 氏名 申請者 | |
| 運送手荷物・生鮮等の輸送用等の容器に上記の物の外見の確認に関する法律第26条第4項第2号に、生鮮等の輸送用等の容器に同一の表示を付し、次のとおり記載します。 | |
| 輸出承認(輸入許可)の種類 | 生鮮等の表示 |
| 輸出承認(輸入許可)の期間 | 1年以内又は2年以内 |
| 輸出承認(輸入許可)の内容 | 上記の表示に記載したとおり |
| 主務大臣の印 | |

備考
 1. 申請者が法人の場合にあっては、「申請者の氏名」については、法人の名称及び代表者の氏名を記載し、「申請者の住所」については、主たる事務所の所在地を記載すること。
 2. 不要の文字は斜線消去すること。
 3. 用紙の大きさは、日本規格規格A4とすること。

様式第11(第35条関係)

| | |
|--|---------------|
| 輸出承認(輸入許可)の届出書 | |
| 年月日 | |
| 主務大臣 氏名 申請者 | |
| 運送手荷物・生鮮等の輸送用等の容器に上記の物の外見の確認に関する法律第26条第4項第2号に、生鮮等の輸送用等の容器に同一の表示を付し、次のとおり記載します。 | |
| 輸出承認(輸入許可)の種類 | 生鮮等の表示 |
| 輸出承認(輸入許可)の期間 | 1年以内又は2年以内 |
| 輸出承認(輸入許可)の内容 | 上記の表示に記載したとおり |
| 主務大臣の印 | |

備考
 この用紙の表面の面積の大きさは、日本規格規格A4とする。

様式第12(第35条関係)

| | |
|--|---------------|
| 輸出承認(輸入許可)の届出書 | |
| 年月日 | |
| 主務大臣 氏名 申請者 | |
| 運送手荷物・生鮮等の輸送用等の容器に上記の物の外見の確認に関する法律第26条第4項第2号に、生鮮等の輸送用等の容器に同一の表示を付し、次のとおり記載します。 | |
| 輸出承認(輸入許可)の種類 | 生鮮等の表示 |
| 輸出承認(輸入許可)の期間 | 1年以内又は2年以内 |
| 輸出承認(輸入許可)の内容 | 上記の表示に記載したとおり |
| 主務大臣の印 | |

備考
 1. 申請者の法人について、申請人の氏名は、契約のタイプ別表又はプロセス大文字の「商号」とすること。契約内容を記載した、既正規化を上じてたり、既正規化でない場合は、契約の「商号」とすること。
 2. 用紙の大きさは、日本規格規格A4とする。

模式表 12 (第30类第 1 号商标) (引证时文件序号应与该注册公告 2、公 90)

◎ Living modified organism (微生物と生物を含むこと)
◎ For certain uses (特定の用途における場合に適用すること)

◎ Requirements for the safe handling, storage, transport and sale (安全な扱い、保管、輸送と販売に対する要件)

The contact point for further information, including the name and address of the individual or institution to whom the living modified organism must be sent (問い合わせ先の個人や機関の名前と住所)

◎ Name, address and contact details of the exporter (輸出者の名前と住所及び連絡情報)

◎ Name (英文表記の名前)

Address (住所) (郵便番号)

Address, fax or telex number (電話番号)

◎ Name, address and contact details of the importer (輸入者の名前と住所及び連絡情報)

◎ Name (英文表記の名前)

Address (住所) (郵便番号)

Address, fax or telex number (電話番号)

◎ Contact person (連絡責任者)

4. 備考の記入については、英文のタイプや複数はブロック体の大文字のペン書きとすること。記入内容を消したり、修正線等を上に重ったり、訂正してはならないこと。

样例第13《第三次全国土壤普查》(中等材料类分层水样成壤率1-全地)

ること。
4. 書類の記入については、英文のタイプ印書又はブロック体の大文字のペン書きとすること。記入内容を削したり、修正液等を上に塗ったり、訂正ではないこと。

| | |
|---|--|
| 備考欄 14 (微生物検査結果報告書) (B)微生物検査結果報告書(2)・合計 | |
| ④ Living modified organisms (微生物を生じさせること) | |
| The genetic modification trait(s) or characteristic(s) of the living modified organism(s) (微生物の遺伝子改変性質又は性状) (例: 改変性質、遺伝子組み換え性質、生物活性性質等) | |
| The outcome from further information (追加情報による結果) | |
| B. 既存の規制事項に該当する場合は、該当する規制事項名又は文句を記入 | |
| Address (登録住所) | |
| Country (登録国) | |
| Contact person (連絡責任者) (例: ドクターやアシスタントの名前) | |
| Name, address and contact details of the importer (輸入業者名又は会社名、住所及び連絡情報) | |
| Name (法人名) | |
| Address (登録住所) | |
| Tel. or fax number (電話番号) (例: フックス又はファクスの名前) | |
| Contact person (連絡責任者) | |
| Name (法人名) | |
| Signature (署名) | |
| Date (日付) : / / | |

1. 先の構造には、東洋人種族・東洋文化の名前を冠する形で記述すること、また、精神力開拓機関（OEDC）において標準化された名前を用いて記述すること、これらが併用されるものとして既存の記述規範等に該当する記述形態が付されているものにあっては、その記述形態を採用すること。
2. 小字の構造には、統一規約としている東洋人種族・東洋文化等が、民族精神開拓機関（OEDC）が国際規格化対応又は国際規格化規範における「国際規格化審査」において評議が認められているものである場合には、これらの小字等に対する括弧内に該当の記述を記入すること、これらの記述を求めていない場合には、その小字を記入すること。
3. 通巻記述の記入については、署名以外は、英美的タイプ和書又はプロック体の大

文字のベン書きとすること。記入内容を消したり、修正液等を上に塗ったり、訂正してはならないこと。また、署名は、如何なる方法にてる書類はしないこと。

4. 日付は必ず新の形式で示すこと。例えば、2008年10月1日は「01/10/08」と記入する。